

議案第 3 号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例
杉並区印鑑条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。
第 2 0 条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

個人番号カードを使用して行う多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に係る規定を改める必要がある。

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者(規則で定める者を除く。)は、多機能端末機(民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者(規則で定める者を除く。)は、多機能端末機(民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書_____が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>